

平安時代末期貴族の「家」

鷲見等曜

「家族」とは区別された意味での、いわゆる「家」が成立したのは、平安時代の末期、とくに院政時代からであるとする見解が広く行なわれている。しかしその「家」の概念内容は、論者の中で必ずしも一致せず、明確さを欠いているようである。たとえば吉田孝氏は

院政期には特定の氏族による官職の世襲化が家業として確立し、『愚管抄』にみられるような「家ヲヲコシ」「家ヲ継ギ」「家ヲ伝へ」という観念がはっきり成立してきた¹⁾。

といているが、「氏族」の「家業」というのは矛盾した概念であると思う。この点は佐藤進一氏も同じで「特定氏族（家）による官司の請負²⁾」といている。『愚管抄』にあらわれる「家」も、その内容は明らかでないのである³⁾。たとえば『愚管抄』に

東宮大夫公実ハ外舅ニテ撰録ノ心アリテ「家ステニ九条右丞相の家ニテ候。身大納言ニテ候。イマダ外祖外舅ナラヌ人、踐祚ニアヒテ撰録スルコト候ハズ。サ候ハヌタビタビハ大臣・大納言ナドニソノ人候ハヌ時コソ候へ」ト白川院ニセメ申ケリ（巻第四、堀河・鳥羽）

とあって、「家」の内容をわずかに示すごとくであるが、実はこの「家」を具体的に掴むことはむずかしい。公実は九条右丞相師輔の息男公季の流れである。師輔にはこの他に伊尹、兼通、兼家、為光等の息男があり、その後の主流は兼家の子孫であること周知のとおりである。とするならば「師輔の家」は極めて大きなものであり、まさに「氏族」的なものである。また

「家」という語は、はるか以前の『小右記』にも見えている。同記正暦四年(993)六月十七日条に、つぎの記事がある。

相方云、一家之長、又朝之上薦、頗被示此由、為之如何、有欲從彼命之氣云々。

ここで「一家之長」といっているのは源雅信であり、相方はその甥である。官奏の作法について雅信が弟重信(相方の父)に教えたことを、実資が「極謬事也」と非難したのに対し、雅信は「一家之長」であり、朝廷では父重信の上薦なのだからどうしたものであろうと相方は心配している。この件は重信が結局実資の指示に従ったのであるが、ここにあらわれた「一家」はオジ・オイ関係までしかふくんでいない。

このように「家」という語は、広狭さまざまに用いられ、内容を確定しがたい。したがって「家」という語の実態をより明確にすることは、「家」の成立を問題にするとき、是非とも必要なことであろう。本稿では、「家」という語が頻繁にあらわれてくる『中右記』によって、その課題を追求してみたい。

なお『中右記』については、中世史の専門家である戸田芳美氏の詳細な研究⁴⁾が発表されているので、それに依拠することが多いことを、予めおことわりしておく。

1

平安貴族の日記には、「家族」またはそれに相当する語はないようである。「子族」「家」「一家」が親族的結合体を示す最小の語のようである。まず「子族」から検討しよう。

〈1〉 太郎童名宗奏可給爵之由、然間以中宮御給已以叙爵、継家之光華也。

又朝恩之深初及子族、誠可拝感歎(『中右記』承徳元年一月五日条。以下日付のみを記す。)

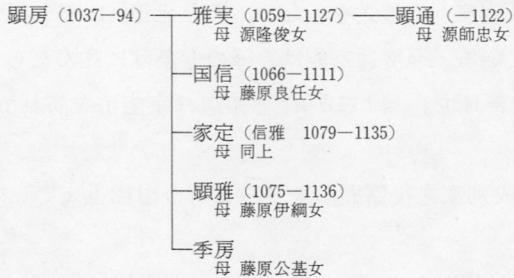
宗忠の十四歳の長男宗隆(宗能)がはじめて従五位に叙せられたときの感激をのべているのであるが、この「子族」は単に「子」といいかえても不自然ではない。

〈2〉 依可任大將軍有除目……未時許大納言参内(源雅実)
右府
子族五人皆扈從 (寛治七年十一月二十日条)

〈3〉 今日新大将被申慶賀，前駟国信朝臣・顯雅朝臣・顯通・家定・季房
(源雅実)
已上右
府子族 (同二十一日条)

〈2〉〈3〉は関連した記事である。権大納言源雅実が父右大臣顯房の譲りによって右大将に任ぜられたときのことであるが、ここにあらわれた顯房の「子族」を図示すると、図1の如くである。右府顯房の「子族」は当時十三歳の顯雅をふくめた子息たち、および孫の顯通にまで及ぶ直系子孫を指している。顯房の子息には、この他顯仲(1064-1138 母藤原定成女)雅俊(1064-1122 母藤原良任女)などがいるのに、それらがここにあらわれていない。しかしそれは、顯仲などが「子族」でないことを意味せず、単に雅実の前駟に加わった「子族」が五人であるというにすぎないであろう。同じ十五日の雅実の参内には、異母弟雅俊も扈從しているのである。もう一つ例をあげよう。

(図1)

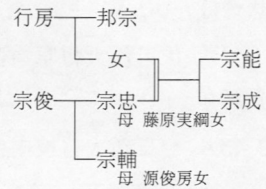


〈4〉 今夜依吉日，初所渡始中御門亭北対也。戊剋与女房同車……新中將(宗輔)
(邦)(宗カ)
 并宗能・宗成等相從……不招賓客，只子族并新中將・上野前司□家許

也（長治二年十月三日条）

宗忠は皇居に近い二条以北に住もうとして、五条烏丸第を源頼仲の中御門第と交換してそこに移ったのであるが、その移居の儀式には客を招かず、「子族」宗能・宗成と宗輔と宗忠妻の兄弟邦宗だけを招いたというのである。このうち宗輔は、これより先承徳二年（1098）十二月十六日宗忠女と結婚しているから、宗忠の女婿にあたるわけであるが、それが「子族」とは別に列記されていることは、「子族」が女婿をふくまないことを意味するのではなからうか。

（図2）



以上によって「子族」は、父系直系の子孫から成る親族結合である、と考えてよさそうである。その場合の子孫は個人単位ではない。〈3〉の国信や〈4〉の宗能は、当時すでに父とは別の家に住み、別の家族・独立の生計をもっていたものと考えられる。宗能は当時二十二歳であるが、彼は康和四年（1102）十月十六日藤原行実の娘と結婚し、「新所」（二十日条）「六角宅」（十一月七日条）に住んでいる。この「新所」「六角宅」が舅行実の宅であるかどうかはわからないが、とにかく父宗忠とは別の家族生活を送っている。宗能はこの後さらに嘉承二年（1107）十二月二十五日条に「宗能今夜別家、依密儀」とあるように「別家」の儀式を行ない、天仁元年（1108）三月八日藤原為隆の娘と結婚している。今度は宗能は為隆の七条邸に住んだらしく、「未時許行向少将亭^{（宗能）}依吉日也」（同十四日条）と宗忠は宗能宅を訪れている。宗忠の次男宗成も

〈5〉 今夕宗成別家之後露顯，来月一日可令出仕也（天永三年六月二十五日条）

と別家してから結婚式をあげ、ついで新宅から出仕している。四男宗重は嘉承元年（1106）一月十日元服したが、同三月二十三日の条には「今朝宗重初来，別家之後依吉日也」と元服直後に別家している。これだけでは「別家」

の内容は明らかにならないが、いずれにせよ父とは別の家に住み、別の家計をもつようになることはたしかである。但し「別の家」というのは必ずしも「別のやしき」を意味しないことに注意しなければならない。嘉保二年(1095)六月二十六日閑院が新造され、白河院と郁芳門院の父子はここに移った。院は東対を御所とし、女院は寝殿を御所とした。その夕方院別当国明が院の御竈神をうつし、女院別当高実が女院の御竈神をうつした。同じ閑院第にありながら、東対と寝殿は竈神が別々であり、したがって別の家である。寛治八年(1094)十月二十四日堀川院皇居が炎上し、天皇は大炊殿に移った。そのあと天皇は十一月十一日大炊殿東対から西対に移ったが、そのときの記事でも天皇の竈神と中宮の竈神は別である。とにかく「子族」というのは、個人の集合体ではなく、いくつかの小家の集合体である。

なお、以上は宗忠から見ての「子族」を考察したが、宗忠自身は、父宗俊及び宗俊母を実に頻繁に訪れ、宿侍その他の奉仕を行なっている。

2

つぎに「一家」の語を検討しよう。「一家」には当然に父とその実子がふくまれる。このばあいは上の「子族」と内容的に同じであるが、「子族」は父祖から見ての用語であろう。

〈6〉 今月新大納言殿令申慶賀給、御出立土御門殿、左大臣殿并中納言中将殿令渡給、一家之光耀也(寛治六年四月二十八日条)

宗忠の父宗俊はこの二十六日権大納言に任ぜられた。「一家之光耀」といっているのは、父が権大納言に任ぜられたことをいっているのか、左大臣俊房や忠実が土御門第に來臨したことをいっているのかわからない。多分後者であろうと思うが、とにかく「一家」の中に父の小家(以下「一家」に対して、それを構成する夫婦と未婚の子からなる小家族をこのようにいっておく)をふくむことはたしかである。寛治四年(1090)十二月十二日条に「今夜中納言殿初移土

御門亭北対給」同十六日条に「今夜中納言殿上渡移土御門亭給也」と宗俊夫妻が土御門第に移ったことを記しているが、これについて戸田氏は「このとき宗俊は長子宗忠と同居していた五条亭を出て、土御門殿に移転した」と説明している。

ところが「一家」は、さらに女婿をもふくむことによって、先の「子族」とは性格がちがってくるようである。

（顯隆）
〈7〉 今日権弁顯頼朝臣一家合力為故按察中納言八条九体六堂供養……源
中納言、左右兵衛督人々濟々□麗過差不可記盡云々（大治四年十二月十五日条）

この史料は「一家」の内容を直接には示していないが、雅実・実能・伊通が顯頼の「一家」として意識されていることはまちがいないであろう。実能・伊通は顯頼の姉妹の夫であり、父顯隆から見れば女婿である。「一家」が女婿をふくむことは、これだけで「一家」が血縁集団でないことを証明している。

父と女婿をもふくめた子供たちとの結合・協力は注目すべき現象である⁵⁾。『中右記』を通覧すれば、宗忠が弟や子息たちと「同車」したり、これを「相具」したりして行動していることに気がつく。その大半は「内」「院」等への出勤、退出で、同伴者との住居の接近を示唆し、他は寺社その他、より私的な場所と関連する行動である。そこで逆に「同車」「相具」という語をたよりに、宗忠がどのような人々と行動を共にするかをしらべてみると表1の如くである。この他にも「相具」「同車」に相当する事実は多数ある。「相従」「将参」「相共」「与」等々の語も手がかりになりうるが、一切省略した。表中件数の多いものから見ていくと、宗能、宗成、宗重は宗忠の息子であり、宗輔は宗忠の異母弟、宗通は宗忠の父宗俊の異母弟、源俊明は父宗俊の母方オジである。これに宗忠女と宗忠の妻を加えるならば、これだけで313件で、80パーセントを占める。この他身内関係を拾えば、国信は顯房の息子であり、顯国の父であるが、宗忠の父宗俊の妻とイトコ関係にあ

〈表1〉

年	件数	主な相手およびその延件数										
		宗能	宗成	宗輔	通輔	宗忠女	宗重	顕実	国信	宗通	俊明	実光
寛治 8	21			1	14				1	1		
嘉保 2	5			2	2						1	
永長 1	22	1		12				1	3			
承德 1	7			1					1			
2	21	2	2	13								
康和 4	11	5		2			1	2				
5	5	4										
長治 1	8	3	2			1				1	1	
2	9	6	2					1				
嘉承 1	9	3	3	1		1	1					
2	18	7	3	2		1	1	1				1
天仁 1	13	4	1					1		1	1	
天永 2	10	4	4							1		
3	5	2	1								1	
永久 2	27	9	8			1	2					
元永 1	7	3	3			1						
2	17	6	4	2		1	1					
保安 1	19	5	4	1		3						1
大治 2	36	12	13	8								2
4	40	18	12	9								
5	29	6	16	3		1	2					
6	3	1	1	1								
長承 1	17	10	6	1								
2	15	7	6			1						
3	9	1	4	4								
計	383	119	95	64	16	11	8	6	5	4	4	4

る。また顕国の妻は宗忠の女で、二人の間に生まれた恵珍は大治四年（1129）三月二十二日に十二歳で出家しているから、元永元年（1118）当時は明らかに結婚している。この源師房の流れにある人々は、宗忠の祖父俊家の流れにある人々と何重にも姻戚関係にある。また実光は有信男であり、有信は宗忠母の兄弟である。こうした身内関係の例外をなすらしいのは、通輔と顕実である。通輔は嘉保二年（1095）四月二十四日の卒伝に、「与下官成兄弟契未有

改変、干朝干夕常以接襟」と記された人である。藤原顕実は康和四年（1102）から嘉承元年（1106）まで堀河天皇の蔵人頭をつとめた人であるが、宗忠との関係は今のところわからない。宗忠がこれらの人々と「同車」「相具」するのは「内」「院」「女院」等への出勤またはそれからの退出・帰家が圧倒的に多く、これらの人々の居住地を考えると参考に参考となる。

「同車」「相具」の相手方を検討してみよう。はじめは異母弟宗輔と行動することが多い。既述のように宗輔は承德二年に宗忠の女婿となるのであるから、彼がそれ以前に宗忠に同行しているのは女婿としてではなく、弟としてであろう。宗忠は宗輔と同車して参内することが多く、二人は近接してか、同じ邸内に居住していた可能性が強い。高群逸枝氏は、宗忠が娘に宗輔を婿取ったのは五条烏丸第に於てであり、康和五年（1103）ここが焼けてから、宗輔夫婦は舅の中御門第に移ったのである、といている⁶⁾。しかし、宗忠が避難先の東五条第から中御門第に移ったのは長治二年（1105）であって、時間的に一致しないだけでなく、宗輔は結婚前から宗忠に近接して居住していたのであるから、高群説は必ずしも妥当しない。表によって推測すれば宗輔は寛治から康和にかけて、宗忠の五条第の近くに住んでいたが、康和五年の火事で宗忠が東五条第に移って、宗輔第は焼けなかったから、以後長治二年まで「同車」「相具」記事があらわれないのではないか。天仁元年（1108）正月二十七日条によれば「午時許行向土御門亭、沙汰新中納言春日祭使事」とあり、同二月一日条には「晩頭行向土御門亭、訪新中将使事」とある。新中納言、新中將は宗輔である。宗輔は二月二日宗通の東洞院第から出立するから、土御門第は出立所ではない。宗輔母は源俊房女であるから、宗輔はこの頃村上源氏の土御門第にいた可能性がある。ここは中御門富小路の宗忠第から遠くないから、嘉承年間の三回の「同車」「相具」となったのかもしれない。嘉承二年堀河天皇が崩じ、その墓所香隆寺に赴いたのである。しかし元永二年（1119）以降再び頻繁に同行記事があらわれるのは、これ以前に宗輔が宗忠第近くに移ったからであろう。元永二年七月十三日条に「北中将

亭」とあるのはそれであろうし、大治二年（1127）九月十一日にも「近隣宰相中將」とある。

件数の最も多いのは長男宗能である。彼が天仁元年（1108）ごろ舅為隆の七条邸に住んだことは既述したが、その後の住居は明らかではない。永久二年（1114）八月二十二日宗忠の中御門北亭が完成し、宗能はここに移ってくる。そして大治二年（1127）九月一日女院璋子の御産気急なのを聞いて宗忠が三条殿にかけつけたときの記事に

乍驚相具近隣宰相中將并中將，同車馳參御所三条殿

とあるように、父の車に同車している。この宰相中將は宗輔，中將は宗能であろう。永久二年のこの宗能の移転について戸田芳実氏は⁷⁾

八月二十二日に長男宗能がこの北亭に移転してきた。宗忠・宗能父子はこうしてたがい近隣に住むようになったのである。宗忠の説明によると、この邸宅はもと権中將源師重の宅であったが、左中弁頭隆が他の宅をもって相博し、少將宗能に渡したものであったという。左中弁頭隆の兄為隆は宗能の舅であるから、この譲渡も姻戚関係によるものと思われる。つまり聳の新居を夫人の実家がととのえたというわけである。

これは高群逸枝説⁸⁾をとり入れたものと思う。ただ高群氏が、宗能にこの邸を買い与えたのは舅為隆であるとしているのに対して、舅の弟頭隆であるとしている点でちがっている。戸田氏が頭隆としたのはおそらく次の理由からである。すなわち『弁官補任』によれば、永久二年に左中弁であったのは頭隆で、為隆が左中弁になったのは永久三年八月十三日であるからであろう。この点では戸田氏の方が正しいと思うのであるが、今度は舅でもない頭隆が何故宗能に第宅を与えたか、頭隆宅を宗能夫人の「実家」といえるのかどうかの問題となるのであり、その点の説明を欠いているのは残念である。ここはむしろ左中弁とあるのは右中弁の誤りで、為隆を指すものと考えた方がよさそうである。舅が聳に第宅を買い与えることを私は否定しようとは思わない。ここで私のいいたいことは、すでに小野宮実資について見たとお

り、親子兄弟が近接して居住し、緊密な日常的共同行動をとることである。中御門北亭を舅が買い与えようとどうしようと、宗能は実父の近くに住むにいたったことであり、これは母系的原理で説明できないということである。宗能は天承元年（1131）参議となり、長承三年（1134）五十一歳で権中納言となるのであるが、この共同行動においては変らない。

宗成は宗能の一歳ちがいの弟であるが、康和二、三年（1100, 01）ごろ土佐守藤原盛実の娘と結婚している。長治二年（1105）二月七日宗成女房は盛実の三条富小路第で女子を生んでいるが、宗成もここに住んでいたかもしれない。しかし、その宗成女房は嘉承元年十月に没しているし、しかも

〈8〉 已時許当坤方有焼亡所、東宮御在所近々者、乍驚相具宗能宗成馳参
……是右中弁頭隆大炊御門高倉宅也（嘉承二年二月二十四日）

とあるばあい、宗忠・宗能の中御門富小路第から西南方の大炊御門高倉第へ急いで駆けつけるのに、宗成が三条富小路第にいたのでは同行は不可能で、このころ宗成は盛実第でなく宗忠第の近くに住んでいたと考えねばならない。このころ宗成はつねに宗忠と同行していること表のとおりである。このあと宗成は嘉承三年（1108）二月二十五日、初めて宗成宅に行向ったというから、宗成は新宅に移ったものと考えられるが、その場所はわからない。また天永三年（1112）六月二十五日の「別家」の場所もわからない。しかし大治五年（1130）十一月二十五日の除目の日も、宗忠は「与右少弁同車帰家了」とあるから、宗忠第の近くであったにちがいない。

宗忠の四男宗重は嘉承元年（1106）三月十四日遠江守国資女と結婚、「別家」し、六条坊門堀川第（五月十九日条）に、天永二年（1111）には五条第（七月六日条）に、同三年には七条第（一月八日条）におり、宗忠の近くには住んでいないが、これ以上のことはわからない。

以上「一家」のなかに、父の小家と女婿をもふくめた息子の小家の結合体がふくまれていることを見たが、宗輔以外の女婿は表にあらわれず、父と女婿との結合は、父と実子との結合より弱いといわねばならない。後者が先の

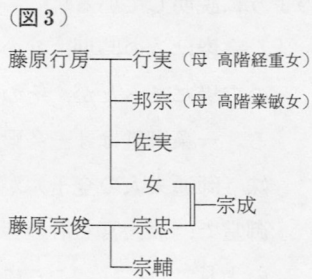
「子族」であり、これが一家の中核をなすものと見られる。そして「子族」は父系血縁集団の性質を帯びているが、それをふくめた「一家」は、女婿をふくむことによって父系的でも、血縁集団でもないことを予測しうる。

3

次に「一家」は、同母・異母の兄弟、自分の妻の兄弟およびそれらの子（オイ・メイ）をふくんでいる。

〈9〉 於東庇方二郎童歳加元服，上野前司邦宗，藏人修理亮佐実指燭，四位新少将宗輔理髮一家之人所役也予加冠（承德二年十一月十三日条）

宗忠の二男宗成（14歳）の元服式に諸役をつとめた一家の人々は、藤原邦宗・佐実の兄弟、宗忠・宗輔の兄弟である。宗忠の妻の兄弟たちが「一家」にふくまれる。このばあい佐実と行房娘の母がわからないので、同母・異母関係はわからないが、宗忠・宗輔が異母であることは先に見たとおりである。行房の息子の中行実がここに出ていないが、康和四年（1102）十月十六日の宗能と行実女との婚姻記事には



〈10〉 今夜兵衛佐宗能令馳他所，是前甲州一家之間，互以□儀也，同夜露頭

とある。これは前甲斐守行実が新しく「一家」になったからという意味ではなく、もともと「一家」であったから、と読める。行実兄弟は同母・異母を問わず、宗忠の「一家」なのである。

「一家」において同母・異母が問題にされていないということは注意すべき事実であると思う。

〈11〉 巳時許退出之次参向一条殿，於一条堂為故右大臣殿御供養始経一

卷、是来月二日御忌日、從今年欲供養經処、已当復日也、仍今日供養始也、年来之間故大納言令沙汰給、從今年予為可沙汰也（承德元年九月二十三日条）

（宗俊）
〈12〉 今日故右大臣殿御忌日也、与宰相中將相共參一条堂、修恒例仏事、
晚頭帰從今年宰相中將
專所被沙汰也（承德元年十月二日条）

（宗通）
〈13〉 依吉日大宮右大臣御記一卷、以消息所見奉新大納言也、件記相伝在此家、彼人年来可見之由雖被示、未令見也、而倩思此事、一家之中、此人已昇大納言、定知叶大任歟、可繼一家之相門也、不見此記者、為我家誠無心事也、仍今令見了（天永二年六月二十四日条）

〈11〉〈12〉に出ている一条堂およびその祭祀について、戸田芳実氏はつぎのように説明している⁹⁾。

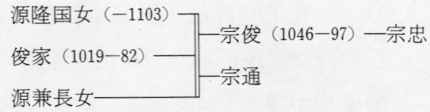
宗俊はこの時期、父の故右大臣俊家の跡を継いで一門を統率する長者の立場にあったが、その地位を象徴するものの一つが「一条御堂」である。一条御堂は「一条殿堂」ともいわれ、宗俊の生母（一条尼上）や姉妹（師通夫人の全子）が住んでいた邸宅、一条殿の中に建てられていた御堂で、故大宮右府の菩提をとむらうために営まれたらしく、その忌日の十月二日には、ここに一家の近親が集まって恒例の仏事を修している（永長二年（一〇九七）十月二日条）。この一条御堂の経営は一家の長である宗俊の責任であった。宗俊は寛治六年（一〇九二）七月二十一日に一条御堂の棟上げを行い（同日条）、また故右大臣のため経供養を年来沙汰してきたという（承德元年九月二十三日条）。宗俊の没後、この一条御堂経供養は嫡子宗忠が引き継いだ、一条堂の故右大臣忌日の仏事は、宗俊の弟宰相中將宗通がもっぱら沙汰することになっている（九月二十三日、十月二日条）。

一条堂仏事の由来はこの説明でつぎから長々と引用したのであるが、〈11〉〈12〉について私がとくに注意したいのは、戸田氏が言及しなかった点である。図4のように、宗俊と宗通は異腹であるが、同じ俊家の祭祀が、一

条堂の経供養・経営は嫡流宗俊へ、 (図4)

俊家の忌日の仏事は非嫡流の宗通
へと分割されていることである。

祭祀の継承が一系的ではなく、財
産の分割相続に似た現象が見られることである。



〈13〉の史料も同じことを示している。これについても戸田氏は、つぎの
ようにのべている¹⁰⁾。

この時期の宗忠は、なお嫡流の意識がつよく、かれが相伝した「大宮
右大臣殿」（『大右記』）を、宗通のもとめにもかかわらず秘して見せよ
うとはしなかった。その後宗通は、天永二年（……）正月に権大納言に
昇進したが、これをきっかけにして宗忠は、我が家のために父祖の家伝
の日記を「新大納言殿」に見せなければならぬと思うようになった。
（中略）新大納言宗通がその器量によってやがて大臣に昇り、一家の堀河
右府・大宮右府の伝統を継ぐかもしれないとみた宗忠は、一家のために
「秘書」としていた相伝家記の閲覧をゆるしたのであった。

すなわち、戸田氏もいうように、嫡流意識はあるものの、「一家」の伝統
を継ぐものは必ずしも嫡流にはかぎらない、とする意識も当時の貴族にはあ
ったのである。すでに康和五年二月二十九日条によれば、宗忠は宗通を「件
人一家之上臈也」といっている。この年宗通は三十一歳であるが、権中納言
正二位であり、宗忠は四十二歳で年長であるのに参議正三位にすぎなかった
からである。

公文俊平氏等¹¹⁾はイエ型集団の重要な特徴の一つに系譜性をあげている。
そして系譜性とは、首長→嫡子の直系がそれ以外の傍系成員よりも圧倒的
に高く位置づけられ、直系の永遠の存続が集団の目標として共有されている
ことである、としている。上の諸例を見るならば、この意味での系譜性は、
平安末貴族の「家」においてはまだ未熟であるといわねばならないであろ
う。

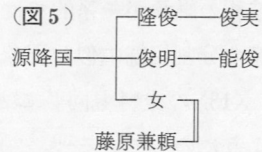
なお「一家」がオイをもふくむことはつぎの例でもわかる。

〈14〉 今日午時許故小野宮中納言兼頼卿女房逝去云々^{年八十}是故字治大納^(源隆)
国言殿長女、(源俊明)民部卿同母妹也、年来守貞節為尼也、依無子族、只民部卿・

源宰相中將能^(能俊)・治部卿俊^(俊実)一家之人々籠居(嘉)
 承元年十二月十三日条)

源隆国女の「一家」として籠居した人々は、図

5のとおり彼女のオイである。



4

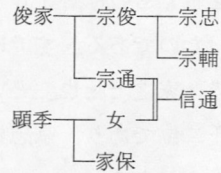
「一家」は、父方・母方双方のオジ・オバおよびその子（イトコ）をふくんでいる。

〈15〉 未刻許行向春日祭少将^{信通}出立所、事漸始間也、是二条烏丸丹後守家
(宗通)保宅也、(顕季)右衛門督・修理大夫被相當、初献頭中将顕実、二献新中将宗
 輔、雖四位依為一家也(長治元年十一月一日条)

ここに「四位」とあるのは宗輔のことであろう。い
 ずれにせよ宗忠・宗輔にとってイトコ信通は「一家」
 である。しかしこの史料はもっと重要なことを示して
 いる。それは春日祭使信通の出立行事を、その父宗通
 と母方の祖父顕季が共同で営んでいることである。保
 安元年（1120）十月二十一日信通が薨じたときにも、

宗忠は信通について「弾琵琶，吹横笛，頗伝家風也，予少々伝催馬楽，是依
 為一家也」とのべている。『懐竹抄』、『大家笛血脉』、『御遊抄』等によれば
 宗俊や宗輔は横笛の名手であったらしく、宗通が管絃にすぐれていたことは
 『中右記』の所々に見えるから「家風」というのは宗俊一家の「家風」であ
 ろう。その「家風」として琵琶や横笛の芸を伝えられ、またイトコの宗忠
 （但し宗忠の父宗俊と信通の父宗通は腹ちがいである）から催馬楽の芸を伝

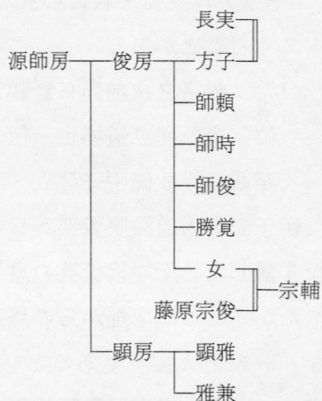
(図6)



えられた、ということになる。信通を中心として見るならば、「一家」は父方のイトコ宗忠や宗輔、母方の祖父顕季、オジ家保をふくむのであり、キンドレッドの性格が強いことを知ることができる。この中で芸能の継承や経済的協力が行なわれている。

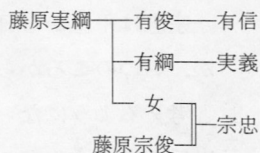
父方オジやその子(イトコ)が「一家」とされる例は他にもある。大治三年(1128)十二月二十九日藤原長実の妻方子が卒して籠居した「一家人」は方子の兄弟師頼・師時・師俊、イトコの顕雅・雅兼、外甥宗輔等である。大治四年四月一日醍醐権僧正勝覚が入滅したとき籠居した「一家人々」も全く同じ顔ぶれである(図7参照)。寛治八年(1094)六月八日省試があって右少弁藤原有信の二男有光が登省したとき、宗忠は有信のことを「一家之上又為文章之師匠」といっている(図8参照)。また嘉承元年(1106)九月十二日文章博士

(図7)



藤原実義が卒したとき、宗忠は「一家之間、殊所悲歎聞也」といっている。これらはいずれも母方イトコを「一家」としている例である。

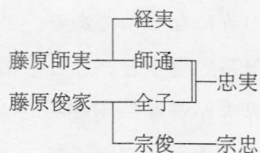
(図8)



オバの子(イトコ)を「一家」とする例もある。

(図9)

(忠実)
 <16> 今日関白殿可令御慶於院給也……執柄殿
 下忝生於大宮右丞相家早昇博陸給総己之任、
 (俊家)
 誠是一家之光華、万代之面目也(長治二年十二月二十七日条)



忠実は長治二年(1105)十二月二十六日に関白となった。彼は宗忠のオバ全子の子である。注意すべきは、忠実は俊家の「家」に生まれたといっている

る点である。高群流にいえば、まさに母系制を示すものであるが、事實は「一家」の双系的性質を示すものであることは既述のとおりである。

5

「一家」は実母・義母の父母（祖父母）やその兄弟およびそれらの子孫をもふくむことがある。

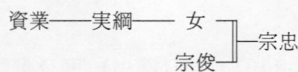
〈17〉 帰洛之次参向日野観音堂，清談於功德院闍梨坊，件日野是故伊与三（藤原資業）位入道所建立道場也，伝教大師自作薬師仏安置其中，是一家之大宝也，（藤原実綱）至観音堂故備中守建立（寛治六年九月二日条）

伊予三位入道藤原資業が日野に道場を建て、そこに伝教大師自作の薬師仏を安置した。その後資業の息男実綱（宗忠の母方祖父）が同所に観音堂を建てたが、そこに南都からの帰途宗忠が参詣したのである。そしてその薬師仏を「一家之大宝」であるといっている。この「一家」は文脈上宗忠の「一家」である。宗忠が日野法界寺を自己の寺としていることについて、戸田芳実氏はつぎのようにいっている¹²⁾。

宗忠は平生から日野をたびたび訪れ、そこを別荘のように使っていたが、いつのころからか同寺を拡充してかれとその一族の菩提寺にしようと考えようになっらしい。

戸田氏の指摘するところは注意すべき事実 (図 10)

である。宗忠の母方実家の寺がそのまま宗忠の寺になるのである。これも高群流にいえば母系の継承ということになる。しかしこのような考えは、これ以前に日野法界寺が資業→実綱→女と父系的に継承されていたことを無視するものである。すでに何度も触れたように、「一家」の双系的性質にこそ注意すべきである。



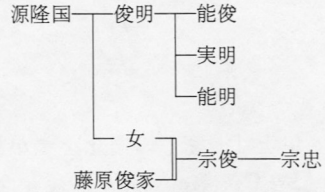
このことは、次の諸例にもっとはっきり示される。

(源俊明)
〈18〉 未時許民部卿来給，為一家長之上，此人為檢非違使別當時……(永
久二年一月十六日条)

〈19〉 午時許先詣民部卿許依一家之
長也(長治元年一月二日条)

民部卿源俊明は宗忠にとって祖母の弟で， (図 11)

しかも異姓の源氏である(図 11 参照)。それが「一家」とされ、さらに「一家之長」とされている。この「一家之長」について戸田氏も大饗亮氏¹³⁾も「一族之長」であるといっているだけで、藤氏・源氏にまたがる「一族」



とは何であるかについてはのべていない。永久二年(1114)四月三日京極大政所源麗子(源師房女・藤原師実室)が薨じたとき、宗忠は「一家藤氏源氏多以服假」といっており、「一家」が異姓をふくむことがあることをはっきりと示している。「一家」は単系的な組織ではないのである。

(源俊房)
〈20〉 晩頭参向左大臣亭堀川三今日一家人々被賀左府七十賀，依被招引也……官昇左丞相，齡保七十算，兼此兩事古今難有者歟，且勝事也，且又一家也，仍所行向也(長治元年十二月二十五日条)

源俊房は宗忠の異母弟宗輔の舅である。宗忠の義母の父である。源氏でありながら「一家」とされていることは先の例と全く同じである。また天仁元年(1108)六月二十三日図 11 に見える源能俊娘が源頭通と結婚したが、この能俊に宗忠はやはり「依為一家」画扇一双を送っている。

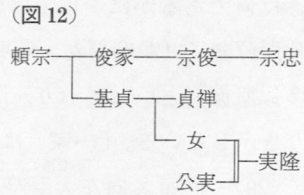
「一家」が異姓をもふくんだ結合であることは、寛治七年(1093)十二月二十七日源俊房の任大将の除目があったとき、宗忠が次のようにのべたこととは全く矛盾する。

〈21〉 左右大臣，左右大将，源氏同時相並例，未有此事，今年春日御社頻
恠異，興福寺大衆乱逆，若是此徵歟，加之大納言五人之中三人已源氏，
六衛府督五人已源氏，七弁之中四人也，他門誠希有之例也，為藤氏甚有
懼之故歟。

院政期における源氏の進出に対する藤氏の畏怖をのべたものとして有名な記事である。ここには藤氏の一員としての、源氏に対する強い対抗意識がはっきり示されている。この矛盾こそが当時の実態なのであり、この矛盾を包含しうる理論が要請されている。

6

以上「一家」の概念をつかむために、若干の例を検討してみた。その結果「一家」は、単系的な血縁集団ではなくて、双系的なキンドレッド的結合であることがわかった。しかしその範囲は明らかではない。たとえば、図 12 において、実隆が春日祭使を勤仕したとき、宗忠は昔実隆の父公実の恩を受けたことがあるというので、「雖非一家」その還立所に向いた（長



治二年二月十日条)。他方貞禪について、宗忠の春日社参の折貞禪が「一家之芳意」によって宿所を儲けてくれた、といている（寛治六年九月二日条）。また図 9 において忠実が宗忠の「一家」とされたことは先に見たが、経実は「非一家人」とされている（元永二年十二月二十七日条）。「一家人」と「非一家人」との間に境界線があるはずであるが、それを明らかにする程の量の史料はない。あるいははっきりした境界線などはないのかもしれない。とにかく「一家」は、内大臣源雅実について「一家人々卅人許」（嘉承二年四月十八日条）と多数に及ぶこともある。

「一家」は自己を中心とするキンドレッド的結合であるが、注意すべきことは、その中核に父と息子たちの強い直系的・父系的結合が存在することである。換言すれば、父の小家と息子たち＝「子孫」の小家との結合（狭義の「一家」）とキンドレッド的な「一家」（広義の「一家」）との二重構造になっているのである。そして前者のばあい、父→嫡子の意識は存在するもの

の、その嫡子は必ずしも固定したものではなく、系譜的な「家」はまだ未熟であるといわねばならない。あるいは、平安末貴族の「家」は、基本的に「氏」と同じ構造をもっている、と考えるべきかもしれない。

〔注〕

- 1) 吉田孝『律令国家と古代の社会』岩波書店、1984年、p.181。
- 2) 佐藤進一『日本の中世国家』岩波書店、1983年、p.44。
- 3) 大隅和雄氏に「愚管抄における『家』の観念」なる論稿があるが、「家」の実態を分析したものではない。
- 4) 戸田芳実『中右記——躍動する院政時代の群像』そしえて、1979年。
- 5) 拙著『前近代日本家族の構造』弘文堂、1983年、第5章。
- 6) 高群逸枝『招婿婚の研究』理論社、1971年、p.713。
- 7) 戸田、上掲、p.73。
- 8) 高群、上掲、p.712、p.752。
- 9) 戸田、上掲、p.49。
- 10) 戸田、上掲、p.64。
- 11) 公文俊平・村上泰亮・佐藤誠三郎『文明としてのイエ社会』中央公論社、1979年。
- 12) 戸田、上掲、p.216。
- 13) 大饗亮『封建的主従制成立史研究』風間書房、1967年。